医療最前線

成年後見制度について③
～任意後見制度について～

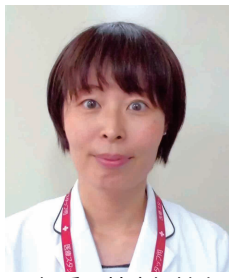

西畑愛　社会福祉士

最終回となる今回は、「任意後見制度」について説明していきます。

■任意後見制度とは

任意後見制度は、現在は判断能力のある人が、将来認知症などで判断能力が低下した時に、財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行う人（任意後見受任者）をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。対象者は、現在、判断能力がある人になります。

実際に本人の判断能力が低下した時には、本人や任意後見受任者等が家庭裁判所に申し立てをして、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。この時から、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、本人の財産管理や身上監護（生活や健康に配慮し、安心した生活を送れるように契約などをすること）を行っていきます。

■制度利用までの流れ

（【図1】を参照）

①頼む人と頼む内容を決める

将来、判断能力が低下した時に、誰に支援をしてもらうか、どのように支援をしてもらうかを決めます。

②契約を結ぶ

頼む人（任意後見受任者）と一緒に公証人役場に行って、頼みたい内容について任意後見契約として「公正証書」（＊1）を作成します。将来、この公正証書で定めた内容に基づいて任意後見人は支援を行います。ただし、任意後見人には、公正証書の契約の中で具体的に決められた行為の「代理権」（＊2）のみが与えられます。

（＊1）公証人が当時者の依頼（嘱託）を受けて作成した契約などを証明する正式な書面です。

（＊2）本人に代わって、本人のために取引や契約などを行う権限です。

【どのくらい費用がかかるのか？】

〇公正証書作成の基本手数料（１万１００円）

〇登記嘱託手数料（１４００円）

〇収入印紙（２６００円）

〇その他（本人に交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など）

③任意後見監督人選任の申し立て

本人の判断能力が低下した時、家庭裁判所に「任意後見監督人」（＊3）選任の申し立てをします。

（＊3）家庭裁判所より選任される任意後見人の仕事を監督する人です。任意後見監督人は、任意後見人が適正に事務を行っていることを監督し、その事務について、家庭裁判所に定期的に報告を行うことを主な職務としています。

【申し立てができる人は？】

本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

④任意後見監督人選任、任意後見人の支援開始

家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見監督人のもとで支援を開始します。

任意後見人の仕事は、本人の判断能力が低下した場合に申し立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することによって開始することができます。契約したからといってすぐに仕事ができるわけではありません。法定後見制度と違って、判断能力の低下がポイントになります。

【報酬について】

〇任意後見人

本人と頼む人（任意後見受任者）との話し合いで任意後見契約において報酬金額を決めておき、本人の財産の中から支払います。

〇任意後見監督人

家庭裁判所が任意後見監督人の業務内容に応じて決定した額を本人の財産の中から支払います。

⑤任意後見契約の終了

〇任意後見監督人が選任される前であれば、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約をいつでも解除することができます（任意後見契約の解除）。

〇任意後見人に不正な行為等があった場合、家庭裁判所は任意後見監督人や本人などの請求により、任意後見人を解任することができます。

〇本人の死亡・破産により任意後見契約は終了します。

〇本人の利益のために特に必要があって法定後見（後見・保佐・補助）が開始された場合、任意後見契約は終了します。

■法定後見制度と任意後見制度との関係

自己決定を尊重するという考え方から、本人が自分の受ける保護のあり方を契約で定めた任意後見契約による保護を優先します。

ただし、本人の意思を尊重するといっても任意後見契約で定めてある代理権の範囲が狭かったり、本人について、同意権や取消権による保護が必要になったりした場合は、一定の人の申し立てにより、家庭裁判所が本人のために特に必要であると認めた時に限り、法定後見を優先します。

■監督とは

「監督」とは、成年後見人・保佐人・補助人の仕事を、家庭裁判所が定期的にチェックをすることです。その際には、本人の財産や生活の状況、後見事務の内容を報告することになります。また、場合によっては説明のために家庭裁判所に出向く場合もあります。

■成年後見監督人等とは

成年後見人等には、「成年後見監督人等」が付くこともあります。

成年後見監督人等も家庭裁判所と同様に成年後見人等が仕事を適正に行っているかどうかチェックします。もしも、成年後見人等に不正があった場合は、成年後見監督人等は家庭裁判所に成年後見人等の解任の申し立てをすることができます。

最後に、成年後見人等の心得について、お話しさせていただきます。

成年後見人には、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し、管理する義務があります。保佐人・補助人も与えられた権限の範囲内で同様の義務があります。

そのため、たとえ本人と成年後見人等が親族関係にある場合でも、あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って、成年後見人等の仕事に取り組むことが大切です。

また、成年後見人等は本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しなければなりません。判断能力の低下といっても、必ずしもすべての能力が失われるわけではありません。そのため、成年後見人等は、本人に残された能力がある限り、「その意思を最大限に尊重」して、「不安なところを補う」という心構えが大切です。

成年後見人等の仕事には財産管理の他に、本人の生活状況の確認や居住に関する手続き、病院の入退院や施設の入退所に関する手続きなどを行う身上監護も含まれます。いずれの仕事も、本人の生活に直接に影響するものですから、本人の心身の状態や生活の状況に配慮した上で行う必要があります。

これらのことを踏まえ、成年後見人等は本人の心身の状態を考慮し、本人にとって最も良い生活を送れるように配慮しなければなりません。財産管理はそのための手段といえます。

以上、３回にわたって成年後見制度について紹介・説明をさせていただきました。専門的用語も多く、制度が複雑で手続きが大変そうだと感じられた方もいるかもしれません。もし制度について詳しく知りたい方や手続きを検討したい方がいましたら、お住まいの各市町村の地域包括支援センターや家庭裁判所へお問い合わせをしてみてください。

〈梶川病院（広島市西区天満町）西畑愛　社会福祉士〉

【図1】任意後見制度利用までの流れ

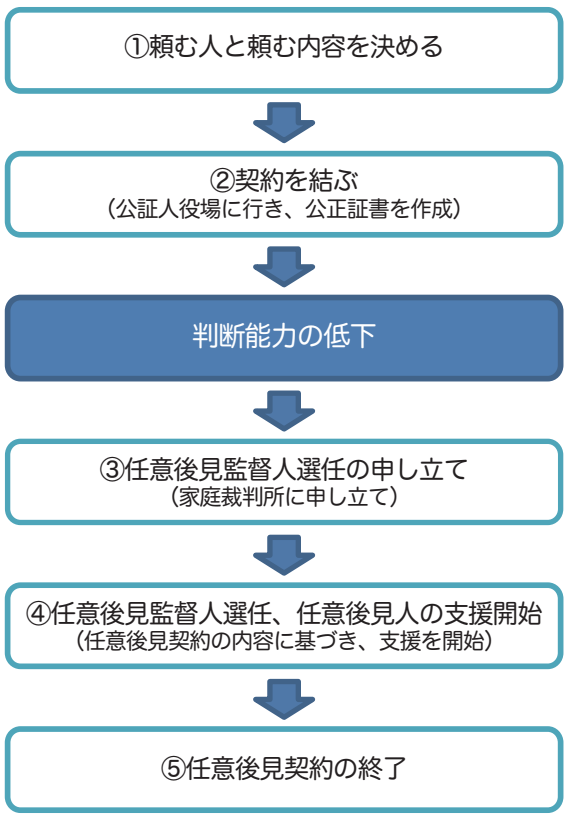

月刊 ウェンディ広島　編集・発行 合人社グループ 出版局　〒730-0036 広島市中区袋町4-31 合人社広島袋町ビル　☎082（247）7479